

確定申告のお知らせ

【担当課】 税務課

葛飾税務署「申告書作成会場」の開設

会場・問い合わせ 葛飾税務署(立石8-31-6) ☎3691-0941

所得税・復興特別所得税、個人消費税・地方消費税、贈与税の申告書作成会場です。

開設期間 2月17日(月)～3月16日(月)
(土・日曜日を除く。ただし、2月24日(月・振休)、3月1日(日)は開場)

受付時間 午前8時30分～午後4時(提出は午後5時まで)

相談開始時間 午前9時15分から

来場の際は、公共交通機関をご利用ください。
会場が混雑している場合には、受け付けを早めに締め切ることがあります。

重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける際には領収書を提出する代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要になりました。

医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。税務署から求められたときには、提示または提出をしてください。

医療保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細の記入を省略できます。

なお、令和元年分の確定申告までは、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

■申告書には、マイナンバーの記載が必要です。

申告書を提出する際には、申告する本人のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバー(個人番号)カード、個人番号通知カードなど)と併せて、本人確認書類(運転免許証など)の提示または写しの添付が必要です。

なお、マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの方は、マイナンバーと本人確認が1枚でできます。

申告書などの作成は、国税庁ホームページからe-Taxをご利用ください

■ID・パスワード方式

マイナンバー(個人番号)カードおよびICカードリーダーライターをお持ちでない方は、税務署で職員との対面による本人確認に基づいて発行した「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載されたIDとパスワードで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxによる送信ができます。

また、ID・パスワードを使うことで、スマートフォンでも所得税の確定申告書の作成ができます。給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除またはふるさと納税などの寄附金控除を申告する方は、スマートフォン専用画面を利用できます。令和元年分の申告から2カ月以上の給与所得がある方や、年金収入や副業などの雑所得がある方などもスマートフォンから利用できるようになります。

■マイナンバー(個人番号)カード方式

「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書は、マイナンバー(個人番号)カードとICカードリーダーライターを準備すれば「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」を利用して提出できます。

詳しくは国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

【問い合わせ】 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901
月～金曜日/午前9時～午後5時
(祝日および12月30日(月)～1月3日(金)を除く)

かつしか健幸マイレージに 参加して健康になろう!

運動や食事改善など、自分が立てた目標に取り組む他、がん検診などを受診して30マイルを貯めると、抽選で健康グッズなどが当たります。

【担当課】 地域保健課 ☎3602-1231

STEP1 健康目標を決めよう

健康目標を決めてリーフレットに記入します(5マイル)。詳しくはリーフレットをご覧ください。

【リーフレット(応募ハガキ)配布場所】

健康プラザかつしか(青戸4-15-14)、保健センター(11面上欄参照)、区民事務所、地区センター、奥戸総合スポーツセンター体育館(奥戸7-17-1)、温水プール館(高砂1-2-1)、水元総合スポーツセンター体育館(水元1-23-1)、広報課(区役所2階211番)、高齢者支援課(区役所2階201番)、区政情報コーナー(区役所3階304番)、シニア活動支援センター(立石6-38-11) 区ホームページからも取り出せます。



リーフレット

STEP2 記録しよう

日々の活動や健康診査、がん検診の受診日を記入します。

- ①「歩く」「走る」「スポーツをする」など、健康につながる活動を実践した日(1日1マイル)。
 - ②健康診査、がん検診などを受診した日(1回3マイル)。
※対象となる検診はリーフレットをご覧ください。
- リーフレットにある応募ハガキの「健幸マイレージ記録表」に①・②の活動した日と活動内容を記入します。

STEP3 応募しよう

30マイル貯まったら応募できます。リーフレットにある応募ハガキに63円切手を貼付して郵送してください。

賞品(抽選:年3回、各回100人)

- ▶スマートブレスレット
- ▶手くび血圧計
- ▶体組成計
- ▶プリペイドカード

- 応募できる方 区内在住・在勤・在学の方
- 実施期間 令和2年1月1日(水・祝)～12月31日(木)
- 応募締切日 令和3年1月31日(日)(必着)



飲食店の方へ

喫煙可能室の届出の受け付けを開始します

健康増進法の改正および東京都受動喫煙防止条例の全面施行に伴い、規制の対象になる施設については、令和2年4月1日から原則、屋内禁煙となります。これに先立ち、飲食店を対象とする室内での飲食が可能な「喫煙可能室」の設置に関する届出の受け付けを開始します。

【担当課】 健康づくり課

【受付開始日】 1月6日(月)午前8時30分から

【対象】

次の全てに該当する飲食店

- ▷令和2年4月1日以前から営業している
- ▷客席面積が100㎡以下である
- ▷個人または企業(資本金が5千万円以下)が経営
- ▷従業員を雇用していない(東京都独自のルール)

その他の、喫煙可能室の内容など詳しくは、区ホームページ(トップ→くらしのガイド→健康・医療・衛生→健康づくり→改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例について)をご覧ください。

【届出方法】 各届出書(改正健康増進法用・東京都受動喫煙防止条例用)とチェックリストに必要事項を記入し持参か郵送。届出書などは、区ホームページからも取り出せます。

【届出書配布場所・届出先】 葛飾区受動喫煙対策事業相談窓口(下記参照)

葛飾区受動喫煙対策事業相談窓口を 開設しています

〒125-0062青戸4-15-14健康プラザかつしか内 ☎5680-2100
月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時

飲食店など規制の対象となる施設や区民の皆さんからのご質問、お悩みにお答えします。

【主な相談内容】

- ▶喫煙可能室設置の届出の受け付け
- ▶受動喫煙防止に関する法律・条例の内容や支援サービスに関すること
- ▶喫煙室標識・禁煙標識(ステッカー)の配布

